

新潟県建設産業ICTファーストステップ促進事業補助金申請に関するQ & A

令和8年4月24日時点

	関連条文等	質問	回答												
1	交付要綱第1条	ICT施工の具体的な予定はなくても申請可能ですか。	申請可能です。現段階において予定がなくても、建設産業における生産性向上の加速化に向けて建設現場における体制整備・人材育成を行う取組であれば、補助金交付の対象とします。												
2	交付要綱第1条	新潟県が発注者となるICT活用工事とはなんですか。	新潟県のICT活用工事実施要領を確認してください。 土木部 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1356857512767.html 農地部 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/nochikanri/13562922824419.html												
3	交付要綱第2条	「自社でICTを活用した実績がないこと」には「ICT活用部分を他社に発注した場合もこれに含まれる」とあるが、具体的にどのような場合を指すのか？	<p>新潟県のICT活用工事実施要領に定めるICT活用工事分類表の左欄の各施工名称ごと、右欄記載の作業内容全てを他社に発注した場合を指します。</p> <p>例) 土木部のICT活用工事（舗装工）の場合 次の①～⑤の各段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事としています。</p> <p>① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 ③ ICT建設機械による施工 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品</p> <table border="1" data-bbox="1173 1160 2010 1357"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>ICTを活用する作業</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全面活用施工</td> <td>①～⑤全てでICT活用</td> <td>①～⑤全てを他社発注した場合を指す</td> </tr> <tr> <td>ICT建機活用施工</td> <td>②及び③のみでICT活用</td> <td>②と③をどちらも他社発注した場合を指す</td> </tr> <tr> <td>簡易型活用施工</td> <td>②、④及び⑤を必須としてICT活用</td> <td>②と④と⑤全てを他社発注した場合を指す</td> </tr> </tbody> </table>	名称	ICTを活用する作業		全面活用施工	①～⑤全てでICT活用	①～⑤全てを他社発注した場合を指す	ICT建機活用施工	②及び③のみでICT活用	②と③をどちらも他社発注した場合を指す	簡易型活用施工	②、④及び⑤を必須としてICT活用	②と④と⑤全てを他社発注した場合を指す
名称	ICTを活用する作業														
全面活用施工	①～⑤全てでICT活用	①～⑤全てを他社発注した場合を指す													
ICT建機活用施工	②及び③のみでICT活用	②と③をどちらも他社発注した場合を指す													
簡易型活用施工	②、④及び⑤を必須としてICT活用	②と④と⑤全てを他社発注した場合を指す													
4	交付要綱第2条	「新潟県が発注者となるICT活用工事においてICTの活用実績」について、県から受注し施工したが、ICT活用部分を自社以外に外注した場合は活用実績に含まれますか？	活用実績に含まれません。ICTの活用部分を自社で直接行っていない（内製化していない、他社に発注している）場合であれば、ICTの活用実績を有しないものとし、本事業の対象事業者となり得ます。												
5	交付要綱第2条	「新潟県が発注者となるICT活用工事においてICTの活用実績」について、ICTの活用部分を外注され、受注した場合も活用実績に含まれますか？	活用実績に含まれます。本事業の交付要綱では、自社でICTの活用部分を受注した実績があれば、ICT活用工事の実績を有するものと定義され、対象事業者となることはできません。												

新潟県建設産業ICTファーストステップ促進事業補助金申請に関するQ & A

令和8年4月24日時点

	関連条文等	質問	回答
6	交付要綱第2条	「新潟県が発注者となるICT活用工事においてICTの活用実績」について、県から受注し施工したが、ICT活用部分を自社の関連会社に外注した場合は活用実績に含まれますか？	親会社と当該親会社が議決権50%超を保有する子会社である場合、親会社と子会社は同一法人とみなします。（みなし同一法人）みなし同一法人である場合は、活用実績を有するものとみなします。
7	交付要綱第2条	ICT建設機械とはどういったものか	ICT建設機械とは、GNSSやセンサーを搭載し、3次元設計データをもとに自動制御(MC)・半自動制御(MG)できる建設機械のことをいいます。3次元設計データを建機が読み込むことで、設計面に合わせて刃先などを自動的に制御できるようになります。
8	交付要綱第2条	ICT後付け機器とはどういったものか	ICT後付け機器とは、既存の建機に後からGNSSアンテナ、センサー、モニター、通信端末などのICT（情報通信技術）機能を追加・装着する機器のことです。新車のICT建機を買わなくても、「今ある建機をICT化できる」仕組みです。
9	交付要綱第2条	3次元測量機器とはどういったものか	3次元測量機器とは、光波測量機（自動視準・自動追尾機能付き高機能トータルステーション）、地上型3Dレーザースキャナー等の3次元計測の技術を用いた測量機器のことです。
10	交付要綱第2条	3次元測量機器搭載用ドローンとはどういったものか	3次元測量機器搭載用ドローンとは、3次元データを取得するための測量機器を搭載している、または搭載することのできるUAV（無人航空機）のことです。
11	交付要綱第3条	同一事業について、国の中小企業省力化投資補助金等、他の補助金を併用して申請してもいいですか。	国や自治体が交付する他の補助金との併用はできません。
12	交付要綱第6条	交付申請書を県庁に持参してもいいか。	受付日時を明確にするため、メール又は郵送での受付とします。
13	交付要綱第6条	事業計画に「従業員一人当たりの平均給与支給額の引き上げ目標」を記載する必要があるが、対象期間は。	前事業年度に対する今事業年度の目標値を記載してください。
14	交付要綱第6条	事業計画に「従業員一人当たりの平均給与支給額の引き上げ目標」を記載する必要があるが、対象となる給与の範囲は。	賃金台帳に記載された国内の事業所に勤務する雇用者（パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員と生計を一にする同族関係者、個人事業主と生計を一にする同族関係者は含まれません。）に対する給与等をいいます。
15	補助対象経費	購入したICT建機及び機器を活用するためのシステムや3次元設計ソフトウェア等の購入費及び使用料は対象となりますか。	補助対象となります。「建機・機器導入関連費」として計上してください。

新潟県建設産業ICTファーストステップ促進事業補助金申請に関するQ & A

令和8年4月24日時点

	関連条文等	質問	回答
16	補助対象経費	ソフトウェアやシステムの購入費及び使用料のみを申請することは可能ですか。	申請することはできません。ICT建機及び機器とあわせての導入を想定しています。 (例) 自動追尾機能付き高機能トータルステーションとシステム及び3次元設計データ作成ソフトを導入 ICT後付け機器と3次元設計データ作成ソフトを導入 等
17	補助対象経費	購入したICT建機及び機器、ソフトウェア等の保守に必要な経費は対象となるか。	補助対象となります。ただし、補助対象期間は交付決定のあった年度分のみとなることから、複数年分を一括で支払った場合は、対象経費を按分し、当年度分のみを補助対象経費として計上することができます。 ※算出方法は「No.17 複数年分のソフトウェア使用料等を一括で支払った場合の補助対象の範囲を教えてください。」を参照してください。
18	補助対象経費	複数年分のソフトウェア使用料等を一括で支払った場合の補助対象の範囲を教えてください。	補助対象は交付決定のあった年度分のみとなることから、複数年分を一括で支払った場合は、総額を按分し、当年度分のみを補助対象経費として計上することができます。 【例】機器を7月に購入し、当年度の7月から5年間分の使用料450,000円を一括して支払った場合 →7月～3月の9か月分が補助対象経費 450,000円÷(12か月×5年)×9か月分=67,500円
19	補助対象経費	対象経費に、キャリブレーション（機器の調整）や精度確認、研修費用は含まれますか。	納入時の取付指導費、キャリブレーション、精度確認等は体制整備事業の外注費として補助対象になります。 納入後に実施される講習等に関しては人材育成事業で補助対象になります。
20	補助対象経費	購入したICT建機及び機器に別途掛ける保険料は対象となりますか。	補助対象となりません。
21	補助対象経費	Wi-Fi設備やWi-Fi通信料は対象となりますか。	汎用性があり目的外使用となり得るため補助対象外です。
22	補助対象経費	パソコンやスマートフォン、タブレット端末は対象となりますか。	汎用性があるため原則として補助対象外ですが、例外的に、購入したICT建機及び機器を操作するために必要なタブレット端末等は対象となる場合があります。申請の際は、具体的な用途が分かるよう実施計画書に明記してください。
23	補助対象経費	ICT建機及び機器のリース・レンタル料は対象となりますか。	補助対象となりません。
24	補助対象経費	中古品は対象となりますか。	補助対象となりません。
25	補助対象経費	契約書等の郵送費や収入印紙代は対象となりますか。	補助対象となりません。
26	補助対象経費	本事業により導入する機器等の輸送費は対象となりますか。	補助対象となります。体制整備事業の外注費で計上してください。

新潟県建設産業ICTファーストステップ促進事業補助金申請に関するQ & A

令和8年4月24日時点

	関連条文等	質問	回答
27	補助対象経費	本事業により導入する後付け機器等の取付費は対象となりますか。	補助対象となります。体制整備事業の外注費で計上してください。
28	補助対象経費	本事業により導入する機器等の引き渡しにおける人件費は対象となりますか。	補助対象となります。体制整備事業の外注費で計上してください。
29	補助対象経費	ICTではない建設機械の操作研修は対象となりますか。	補助対象となりません。
30	補助対象経費	ドローンの資格や免許取得に係る経費は対象となりますか。	人材育成事業で補助対象となります。ただし、同一の人材育成事業について、新潟県建設産業技術者サポート人材確保育成支援補助金と重複した申請はできません。
31	補助対象経費	ICT建機及び機器の操作研修は対象となりますか。	人材育成事業で補助対象となります。ただし、同一の人材育成事業について、新潟県建設産業技術者サポート人材確保育成支援補助金と重複した申請はできません。
32	補助対象経費	人材育成事業で行うICT活用人材の育成は今回の補助金で購入した機器の活用を目的としたものに限られますか。	すでに購入しているICT機器の活用にあたっての人材育成に係る費用でも申請可能です。
33	補助対象経費	人材育成事業は、技術者のみが対象となりますか。建設ディレクター等バックオフィス業務を担う職員を対象とすることは可能ですか。	申請可能です。ただし、同一の人材育成事業について、新潟県建設産業技術者サポート人材確保育成支援補助金と重複した申請はできません。
34	補助対象経費	従来の建設機械とICT後付け機器を同時に購入する予定ですが、補助対象になるのはICT後付け機器だけですか。	ICT後付け機器のみが補助対象となり、従来の建設機械は対象とはなりません。
35	補助率等	同一の機器を複数個購入することは可能ですか。	同一の機器（本体）の購入は、1台までです。ただし、操作用端末等、機器の導入にあたって必要となる周辺機器についてはこの限りではありません。
36	補助率等	交付申請は何度も行うことはできますか。	1企業が申請できる回数は1回となります。
37	補助率等	交付申請について、体制整備事業と人材育成事業を分けて行ってもいいですか。	1企業1回の申請としていることから、分けて申請することはできません。なお、内容についてはそれぞれが生産性向上に資するものと説明できるものであれば、双方が関連するものである必要はありません。
38	交付要綱第5条	交付申請時に想定していた機種と同等の別の機種に変更することは可能ですか。	事業計画書に記載している内容・目的が達成できるものであれば変更可能です。なお、導入する機器の変更に伴う増額の交付決定はできません。
39	交付要綱第8条	交付決定前に発注、購入、契約等を行ったものは補助対象となりますか。	補助対象にはできません。交付決定後の発注、購入、契約のものが補助対象となります。
40	交付要綱第15条	令和9年2月10日までに納品できない見込みですが、申請は可能ですか。	申請はできません。 期日までに納品が完了し、支払いを終えている必要があります。

新潟県建設産業ICTファーストステップ促進事業補助金申請に関するQ & A

令和8年4月24日時点

	関連条文等	質問	回答
41	交付要綱第15条	令和9年2月10日までに完了できる見込みで申請していたものの、諸般の事情で完了の期日が遅れる見込みです。交付決定を受けていれば、2月10日以降の完了であっても、補助金の交付を受けることはできますか。	補助金の交付（支払い）はできません。 期日までに事業を完了することができないことが明確になった時点で、交付要綱第3号様式（事業廃止承認申請書）を県に提出する必要があります。
42	交付要綱第16条、	県からの補助金の支払時期はいつ頃になりますか。	県から補助事業者への補助金の支払いは、実績報告後に額の確定を行ってからの精算払いとなります。補助事業者から納入業者等への代金の支払いは、一旦全額を補助事業者の自己負担でお支払いいただくこととなります。
43	交付要綱第17条	補助金の前払（概算払）は可能ですか。	概算払いはできません。精算払いのみとなります。
44	交付要綱第20条	ICT建機及び機器の耐用年数は何年ですか。	下記を参考としてください。 ICT建設機械 6年 ICT後付け機器 5年 3次元測量機器 5年 3次元測量機器搭載用ドローン 5年